

新潟県佐渡市 第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 令和3年11月30日
作成担当部署 佐渡市農業政策課

2 第三セクターの概要

法人名 一般社団法人真野自然活用村公社
代表者名 代表理事 志和正美
所在地 新潟県佐渡市背合38番地
設立年月日 昭和63年8月1日
出資額 10,150千円【佐渡市の出資額(出資割合) 9,000千円(88.67%)】
事業内容 体験学習を通じ都市と農村の交流に関する事業
地域特産品等の販路拡大に関する事業

3 経営状況、財政的なリスクの状況及びこれまでの地方公共団体の関与

一般社団法人真野自然活用村公社は昭和63年8月1日に新潟県から許可を受け、地域の農林漁業資源を有効活用し、農林漁業体験を通じて都市と農村の交流を深めることにより、地域産業の振興による地域の活性化及び住民生活の向上を図ることを目的に設立した。平成25年度には公益社団法人から一般社団法人へ移行し、引き続き島外の修学旅行生を数多く受入れるほか、地域特産品の販路拡大に取り組むなど安定的な経営を維持してきた。新型コロナウイルスの影響で、島内、島外の利用者が激減したことにより、令和元年度決算から債務超過となった。

市の関与としては、一般社団法人へ移行したことにより、法人の経営には参画しておらず、運営費補助も行っていない。

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組みに係る検討

市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、対象法人の経営状況及び次年度事業計画を議会に提出している。出資法人を監督する市の立場として、経営陣から再建計画等を聞き取り、5年後の経営の立て直しが図られるよう指導、助言する。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

- ・長期滞在型宿泊プランの継続及び新規プランの開発。
- ・野外活動施設(キャンプ・バーベキュー等)を整備することによる新規顧客の獲得。
- ・新たな個人、企業の会員を募り、運営資金を確保できる体制整備の構築。
- ・収益力アップに向けた関係機関との検討。

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(円)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	資産総額計	14,224,178	7,927,478	9,402,771
	(うち流動資産)	11,249,947	4,449,548	5,642,926
	(うち固定資産)	2,974,231	3,477,930	3,759,845
	負債資産総額計	10,612,018	14,181,477	19,002,670
	(うち流動負債)	5,817,885	10,588,654	12,620,360
	(うち固定負債)	4,794,133	3,592,823	6,382,310
	純資産額計	3,612,160	△6,253,999	△9,599,899

損益計算書から	項目	金額(円)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	売上高	70,577,750	58,815,450	37,479,102
	売上原価	59,602,650	58,321,335	37,551,754
	販売費及び一般管理費	15,728,818	15,126,023	13,301,424
	営業損益	△4,753,718	△14,631,908	△13,374,076
	営業外損益	4,955,173	4,835,749	10,098,176
	特別損失及び法人税等	72,764	70,000	70,000
	当期純損益	128,691	△9,866,159	△3,345,900